



新しい時代の消費生活、男女共同参画を自らが考える場を意味しています。

i...愛情・情報・私 ne...新しさ(=new)次の時代(=next) s...消費 s...参画

# アイネス ホツと通信

## STOP THE 暴力



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数は年々増加し、平成 20 年度は全国で 68,196 件、大分県でも 278 件の相談が寄せられています。その一方で、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(平成 20 年)によると、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知っている人は約3割で、知らない人が約7割を占めています。また、同調査によると、被害を受けた女性の半数近くは誰にも相談していないという結果になっています。

11月12日(木)から11月25日(水)の2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間で、全国で様々な行事が行われました。

大分県でも、街頭キャンペーンを行ったほか、11月25日(水)には、DV被害者地域支援者養成講座の公開講座を実施しました。

公開講座では、NPO法人レジリエンス代表・中島幸子さんが「DV被害者と加害者の関係性とトラウマからの回復」と題し、20年ほど前に自身がDVに遭った経験から、DV加害者・被害者の心理状態、DV被害者の心の傷の深さや、お互いを尊重することの大切さを話されました。

当日は、約100名の参加者が、中島さんの講演に熱心に聞き入っていました。



講師 中島 幸子氏

### INDEX . . . . .

消費生活のひろば

男女共同参画のひろば

アイネスよりお知らせ



アイネス  
相談ダイヤル

月～金曜日  
(祝・休日を除く)  
9:00～16:30

- ◆消費生活等相談 097-534-0999
- ◆消費生活特別相談 097-534-0999  
第3日曜日(休館日)を除く日曜日(13:00～16:00)
- ◆食品表示110番 097-536-5000
- ◆男女共同参画についての申出 097-534-8477
- ◆女性総合相談 097-534-8874
- ◆女性のための仕事相談 097-534-8614
- ◆県民相談 097-534-9291



# 消費生活のひろば

## ■ 消費者を守る法律が強化されます

「特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）」、「割賦販売法」の改正法が、平成21年12月1日から施行されました。

今回は改正の内容について少し詳しくご紹介します。

### 1 規制の抜け穴を解消

これまでの特定商取引法では、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売の規定については、政令で定める指定商品、指定役務、指定権利だけが規制対象でした。

この方法では、商品や役務が多様化し提供方法が複雑化するにつれて、適切に規制することが難しくなり、また悪質業者は、規制対象になっていない商品や役務に目をつけようとします。

そこで、今回の改正では、消費者被害を未然に防止するために、原則として全商品・全役務が規制対象となります。その上で、クーリング・オフ等になじまない商品・役務は、規制の対象から除外されます。

#### **注意!** 適用除外とするもの（クーリング・オフが適用されません）

- 既に他の法律によって消費者保護が適切に図られている商品の販売や役務の提供  
例：金融商品取引法に規定されている、金融商品取引業者が行う販売や役務の提供等
- 乗用自動車等…契約を結ぶまでに時間がかかることが一般的で、消費者が契約について十分考える時間があると考えられるもの
- 葬儀等…他の法律で供給義務が課せられている場合や、すみやかに役務を提供しないと消費者に著しく不利益となるもの
- 化粧品、健康食品等…いわゆる消耗品などで、使用又は一部を消費した場合
- 現金取引で3,000円（消費税込み）に満たない場合

### 2 訪問販売規制を強化

訪問販売で、高齢者をねらった執拗な勧誘と販売によって高額な被害や「過量販売」あるいは「次々販売」で過剰な商品等を買われる被害の事例が増加しています。

そこで、今回の改正法では、次のような規制の強化や「過量販売」による契約の解除を主張できる制度が導入されています。

- 訪問販売業者は、「契約を締結しない旨の意思」を示した消費者に対しては、再勧誘することが禁止されます。（社会通念に照らして相当と考えられる期間、再訪問することができません。）
- 訪問販売で、日常生活において、通常必要とされる分量を著しく超える商品等を購入契約した場合、契約後1年間は契約の解除をすることができます。（ただし、消費者にその契約を結ぶ特別な事情があった場合、事業者が確認して立証できた場合には解除は認められません。）

### 3 クレジット規制の強化

個別信用購入あっせん（以下「個別クレジット」という。）は、クレジット取引の中でも特に苦情相談が多く、消費者トラブルが生じやすい取引となっています。こういう状況を踏まえ、クレジット事業者に対して、次のような点が規制されます。

- 個別クレジット事業者に対しては、書面交付に関する義務が強化され、通信販売を除く全ての特定商取引において契約の申込時と締結時において、販売業者のみならず個別クレジット事業者も書面を公布する法的責任を負うことになりました。
- 個別クレジットにおいて、与信契約をクーリング・オフすれば販売契約も同時にクーリング・オフされるようになりました。購入者は、個別クレジット会社に対してクーリング・オフを通知します。個別クレジット会社は販売業者にその旨を通知しなければなりません。（従来は、購入者は、個別クレジットで商品等を購入した場合、販売業者、個別クレジット業者両者に通知していました。）
- 訪問販売業者等が虚偽説明等による勧誘や過量販売を行った場合、個別クレジット契約も解約し、既に支払ったお金の返還も請求可能となります。
- クレジット事業者に対して、指定信用情報機関を利用した支払能力調査が義務づけられ、消費者の支払い能力を超える与信契約の締結はできないようになります。（平成22年12月までに施行予定）



# 男女共同参画のひろば

## ■ 報告 「平成21年度DV被害者地域支援者養成講座」修了

DV被害者支援のため、DVに関する正しい知識を持ち、地域で活動する人材を養成する目的で、10月29日(木)から開講した「DV被害者地域支援者養成講座」は、11月25日(木)に修了し、6つの全カリキュラムを受講した29名の受講者に、修了証が手渡されました。



県では、上記のような支援者養成講座や一般県民・若者に向けたDV防止啓発講座の実施、相談体制の充実・強化に向けた取組など、DV対策に関する様々な施策を実施しています。

暴力で悩んでいませんか？

ひとりで悩まずに、まず、相談をしてください。

相談  
電話

☎ 097-534-8874

■ 月～金曜日(祝日・休日を除く) ■ 9:00～16:30

### 実施カリキュラム

10/29(木) 「DV防止法と関係法制度」  
「DVの起こる背景と基礎知識」

11/ 4(木) 「民間支援団体の支援活動」  
「支援者としての心得～傾聴ワークショップ～」

11/25(木) 「DV被害者と加害者の関係性とトラウマからの回復」  
「大分県におけるDV対策」



受講生代表の安藤恵子さんに修了証書を授与

## ■ 報告 平成21年度 大分県男女共同参画 講師育成講座 公開講座開催

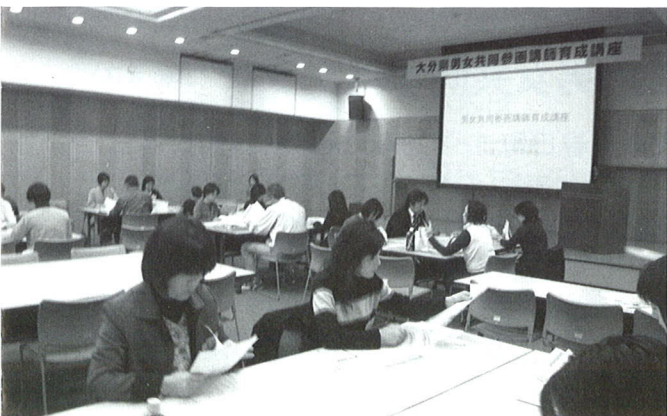
11月19日(木)は、平成21年度男女共同参画講師育成講座の第2日目(2講座)を開催しました。

午前中は、中村多美子弁護士によるワークショップ、「実例から考える男女共同参画」。職場や家庭で実際に起こった事例を基にグループ毎に悩み事を抱える本人や職場の上司、家族などの気持ちになり議論をしました。受講者からは、「それぞれの立場で考えることで広い視野に立つことができよかった」などの感想が多数寄せられました。

午後は、みやざき中央新聞編集長・水谷謹人氏の「男女共同参画はなぜ伝わらないのか～楽しく伝える男と女の夢未来～」と題した公開講座を行い、受講生のほかにも多くの方が受講しました。



講師  
水谷 謹人氏





## ご存知ですか？ 預金保険制度！

九州財務局大分財務事務所より

★「預金保険制度」は、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としています。

★「預金保険制度」により、当座預金や利息の付かない普通預金等（決済用預金）は、全額保護されます。定期預金や利息の付く普通預金等（一般預金等）は、預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。それを超える部分は、破たんした金融機関の残余財産の状況に応じて支払われるため、一部支払われない可能性があります。

★「預金保険制度」に加入している金融機関は、銀行（日本国内に本店のあるもの、ゆうちょ銀行含む）、信用金庫、信金中央金庫、信用組合、全国信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、商工組合中央金庫です。

## 詳しくは、預金保険機構 TEL03-3212-6029

九州財務局大分財務事務所または金融機関の窓口にお問い合わせ下さい。

## アイネスをご利用 をください



### 県民相談

◆相談内容／県民のみなさんの様々な悩み事に関する相談

◆受付時間／月～金曜日（祝日、休日を除く）  
9:00～16:30

相談電話 097-534-9291

### 食品表示110番

◆受付情報／不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問

◆受付時間／月～金曜日（祝日、休日を除く）  
9:00～16:30

※受付時間外及び土・日・祝日・休日はFAXで受け付けます。

相談電話 097-536-5000 FAX 097-534-0684

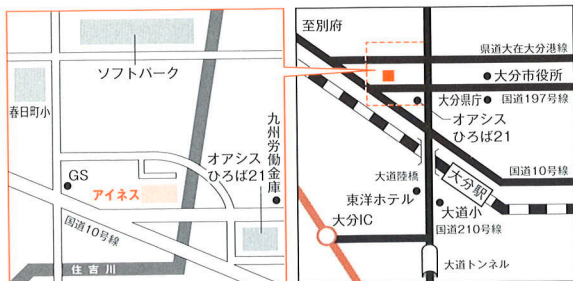
### 活動・交流の場

団体やグループの自主的活動や情報交換、交流の場としてアイネスルームを設置しています。

また、会議室や研修室の貸出も行っておりますので、お気軽にご利用ください。

詳しくは、代表電話(097-534-4034)までお問い合わせください。

❖アイネスや「アイネス・ホットと通信」に関するご意見・ご感想をお寄せください。



## 大分県消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉

〒870-0037 大分市東春日町 1-1 (NS 大分ビル内)

TEL.097-534-4034(代表) FAX.097-534-0684

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html>

Eメール [a13040@pref.oita.lg.jp](mailto:a13040@pref.oita.lg.jp)

アイネス★ホットと通信・2009年11月号／大分県消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉